

【新型コロナウイルス】勤務場所等で新型コロナウイルス感染の疑いが生じた場合の
対応の指針（豪政府労働安全局(Safe Work Australia)発表）

2020年4月8日
在ブリスベン総領事館

豪政府労働安全局(Safe Work Australia)は、勤務場所等で新型コロナウイルス感染の疑いが生じた場合の、隔離、通報、移動、消毒等を含めた対応方法をまとめた指針を発表しました。

仮訳を下記のとおり作成しましたので、ご案内します。

詳細は以下のサイトをご覧ください。

<https://www.safeworkaustralia.gov.au/doc/what-do-if-worker-has-covid-19-infographic>

労働安全局発表の指針の概要は以下のとおりです。

1 勤務場所等で新型コロナウイルス感染の疑い乃至確定診断者が見つかった場合

(1) 隔離

他の者から隔離し、可能なら使い捨てマスクを付けさせる。

(2) 通報

National COVID-19 ホットライン(1800-020-080)に連絡し、指示を仰ぐ。

(3) 移動

家もしくは医療機関への移動手段(車)を確保する。

(4) 消毒

該当者が仕事をしていた場所、歩き回った場所すべてを消毒する。そこを立ち入り禁止にすることも可。消毒する際には、防護服を着用する。

(5) 接触者の特定

感染者が症状出現の24時間前以降に濃厚接触した人を特定する。特定された人は自宅で隔離する。職場の同僚にその情報を伝える。

(6) 消毒

濃厚接触者が仕事をしていた場所、歩き回った場所すべてを消毒する。そこを立ち入り禁止にすることも可。消毒する際には、防護服を着用する。

(7) 危険度の見直し

新型コロナウイルスに関するリスク管理を再確認し、見直し作業が必要かを検討する。職場の同僚に起こっていることの最新情報を伝える。

2 勤務場所以外で新型コロナウイルス感染の疑い乃至確定診断者が見つかった場合

(1) 通報

National COVID-19 ホットライン(1800-020-080)に連絡し、指示を仰ぐ。

(2) 接触者の特定

感染者が症状出現の24時間前以降に濃厚接触した人を特定する。特定された人は自宅で隔離する。職場の同僚にその情報を伝える。

(3) 消毒

感染者およびその濃厚接触者が仕事をしていた場所、歩き回った場所すべてを消毒する。そこを立ち入り禁止にすることも可。消毒する際には、防護服を着用する。

※連邦及びクイーンズランド（QLD）州政府の政策等に関するお問い合わせに関しては、直接それぞれの担当機関にお問い合わせください。

（連邦内務省関連サイト）：<https://www.homeaffairs.gov.au/>

（連邦保健省関連サイト）：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

（州保健省関連サイト）：https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19?utm_medium=Online&utm_source=Hero%20feature&utm_campaign=Novel%20Coronavirus

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>